

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2025年12月22日(月)

Merry Christmas

次週は休刊とさせて
いただきます。
良いお正月を
お迎えください。



◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

12/22(月) 先勝 冬至、ゆず湯
23(火) 友引 上皇さま92歳の誕生日
24(水) 先負 クリスマスイブ
25(木) 仏滅 クリスマス
26(金) 大安 官公庁御用納め
27(土) 赤口 ラクビー全国高校大会開幕
28(日) 先勝 競馬・有馬記念

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/15(月)	50,168 ▼669	155.25 △0.39
16(火)	49,383 ▼785	154.88 △0.37
17(水)	49,512 △129	155.49 ▼0.61
18(木)	49,001 ▼511	155.92 ▼0.43
19(金)	49,507 △506	156.73 ▼0.81

令和8年度税制改正大綱(主な個人関連)

◎所得税の基礎控除等の引上げ……基礎控除と給与所得控除の最低保障額を物価上昇に連動して引上げる仕組みとした上で、基礎控除の特例(所得金額に応じて加算)なども上乗せします。これにより、令和8・9年分の基礎控除額は給与収入665万円以下の場合、104万円に引上げられます。また、給与所得控除の最低保障額は74万円に引上げられ、給与所得者の課税最低限を178万円とします。

◎住宅ローン控除の延長等……適用期限を5年間延長した上で、省エネ性能の高い既存住宅(認定住宅・ZEH水準省エネ住宅)に係る借入限度額を3500万円(子育て世帯等は4500万円)に引上げるほか、省エネ基準適合以上の既存住宅の控除期間を13年間に拡充するなどの見直しを行います。

◎NISAの拡充……令和9年から18歳未満を対象としたつみたて投資枠(年間投資枠60万円、非課税保有限度額600万円)を設けます。

◎暗号資産の分離課税化等……暗号資産取引業者に対して特定暗号資産(金融商品取引業者登録簿に登録されているもの)を譲渡等をした場合、他の所得と分離して20%の税率で課税します。また、譲渡損失について3年間の繰越控除制度を設けます。

◎貸付用不動産の評価方法の見直し……市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引で取得又は新築をした一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額相当で評価します。

◎その他……*ふるさと納税に係る特例控除額に定額上限(給与収入1億円相当)、*教育資金贈与に係る非課税措置終了、*防衛特別所得税の課税など。

■この記事の詳細は、情報BOX201549

ふるさと納税ワンストップ特例の申請期限

令和7年分のふるさと納税として税金の控除を受けるには寄附金の支払いを年内に完了している必要があります。

確定申告が不要な給与所得者等で、その年に寄附した自治体が5団体以内の場合は確定申告を行わなくても控除が受けられる「ワンストップ特例制度」を利用できますが、ワンストップ特例を受ける場合は寄附先の自治体へ申請書等を翌年1月10日までに提出している必要があります。

寄附先が6団体以上となった場合や期限内に申請書を提出できなかった場合は、ワンストップ特例は適用されないため、控除を受けるには確定申告をして控除を受けます。

★★★ 1月のチェックポイント ★★★

※年末調整の結果による過不足を精算した後の源泉所得税の納付期限は1月13日(火)です。

※納期の特例適用者の源泉所得税(7月~12月分)の納付期限は1月20日(火)です。

※1月の給与計算の前に「扶養控除等申告書」を受理し、源泉徴収簿等に転記しておきます

※「法定調書」「給与支払報告書」「償却資産申告書」の提出期限は2月2日(月)です。

※1月から下請法が改正され「中小受託取引適正化法(取適法)」に変わります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出することができます。【無料】

①03-3940-6000～TEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和8年度税制改正大綱の概要（主な個人関連）

◆物価上昇局面における基礎控除等の対応

- ・合計所得金額 2,350 万円以下である場合の所得税の基礎控除の本則部分及び給与所得控除の最低保障額について、直近 2 年間の消費者物価指数の上昇率を乗ることで調整する仕組みとし、基礎控除の本則は 62 万円に、給与所得控除の最低保障額は 69 万円にそれぞれ 4 万円引上げる。

※上記の見直しにより扶養親族等の所得金額要件も 4 万円引上げる。

- ・令和 7 年度改正により設けられた基礎控除の特例（所得金額に応じて控除額を加算）について、令和 8 年・9 年分において合計所得金額 489 万円以下（給与収入のみの場合は年収 665 万円以下）である場合は本則に 42 万円が加算され基礎控除額は 104 万円に、合計所得金額 489 万円超 655 万円以下（給与収入のみの場合は年収 665 万円超 850 万円以下）である場合は 5 万円加算され基礎控除額は 67 万円となる。

- ・令和 8 年・9 年における給与所得控除の最低保障額を 5 万円引上げる特例を創設し、物価連動による引上げと合わせて 74 万円とする。

- ・これにより給与所得者の課税最低限は 178 万円（基礎控除と給与所得控除の合計）となる。

- ・令和 8 年分は源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し年末調整からとする。

◆住宅ローン控除の見直し

- ・適用期限を令和 12 年 12 月末まで 5 年間延長する。

- ・既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH 水準省エネ住宅に係る借入限度額を 3,500 万円（子育て世帯等は 4,500 万円）に引上げるとともに、子育て世帯等への上乗せ措置の対象を省エネ基準適合以上の既存住宅にも拡充する。

- ・省エネ基準適合以上の既存住宅の控除期間を 13 年間に拡充する。

- ・令和 12 年度以降、新築等が認められなくなる予定の省エネ基準適合住宅は新築住宅・既存住宅ともに借入限度額引下げて、令和 10 年以降、新築住宅は適用対象外とする。

- ・床面積要件を 40 m²に緩和する特例の適用範囲を既存住宅にも拡充する。

- ・令和 10 年以降、災害危険区域等内での新築（建替えを除く）を適用対象外とする。

◆NISA の拡充

- ・令和 9 年から NISA 口座開設可能年齢の下限を撤廃し、18 歳未満の子に対するつみたて投資枠（年間投資枠 60 万円、非課税保有限度額 600 万円）を設ける。

- ・子の年齢が 12 歳以降、一定の払出し事由（学校等の入学金や授業料その他の教育費又は生活費の支払い）があり、子の同意を得た場合は親権者等による払出しを可能とする。

- ・子の年齢が 18 歳に達した場合は、成人向けの制度に移行する。

◆暗号資産の分離課税化等

- ・暗号資産取引業を行う者に対して特定暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等）の譲渡等をした場合、その譲渡所得等は他の所得と分離して 20% の税率により課税する。

- ・特定暗号資産を暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうちに、その年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の計算上控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、翌年以後 3 年内の特定暗号資産に係る譲渡所得等からの繰越控除を可能とする。

- ・金融商品取引法の改正が施行される年の翌年 1 月 1 日以後の特定暗号資産の譲渡等に適用する。

◆貸付用不動産の評価方法の見直し

- ・貸付用不動産の市場価格と通達評価額との乖離を踏まえ、被相続人等が課税時期前 5 年以内に對価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額※によって評価する。

※課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の 80% に相当する金額によって評価できることとする。

- ・令和 9 年 1 月 1 日以後に相続等や贈与により取得した貸付用不動産の評価に適用する。ただし、当該改正を通達に定める日までに、被相続人等が同日の 5 年前から所有している土地に新築をした家屋（同日において建築中のものを含む）には適用しない。

◆その他

- ・ふるさと納税による個人住民税の特例控除額に定額上限（給与収入 1 億円相当）を設ける。

- ・令和 9 年から所得税額に税率 1% の防衛特別所得税（仮称）を課す。併せて、家計負担が増加しないよう復興特別所得税を 1% 引下げた上で、課税期間を令和 29 年まで 10 年間延長する。

- ・教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置は、適用期限（令和 8 年 3 月末）の延長はしない。